

合併処理浄化槽補助金制度のご案内

問 水道課 下水道係
☎099-476-1111(194・195)

■2019年度に向けての合併処理浄化槽補助金制度のご案内

平成12年度の浄化槽法改正以降『単独処理浄化槽(トイレのし尿のみ処理)』は、新たな設置が禁止されておりますので、新築住宅などで水洗トイレを設置する場合は、生活雑排水(風呂・台所など)とトイレのし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽の設置が義務付けられております。

公共下水道区域外において、『合併処理浄化槽』を新たに設置する方に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助金として交付し、生活環境改善の普及促進に努めています。

この補助金には、国の『循環型社会形成推進交付金』1/3と県の『鹿児島県浄化槽整備事業交付金』1/3相当が充当されていましたが、汚水処理未普及人口解消の観点から『単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換』を重点化し、生活排水環境の改善に資する転換に対する補助要件へと改正され、新築住宅(建て替え、増築及び改築を含む。)については、2019年度から国・県ともに補助対象外となる予定です。

大崎町浄化槽設置整備事業補助金の新築住宅分につきましては、激変緩和措置として2019年度までは予算の範囲内で補助金交付(従来どおりの金額)を予定しておりますが、2020年度以降は補助対象外となる見込みですので、新築住宅の計画をお持ちの方は、お早目のご検討をお願いします。

補助要件見直しの詳細については、決定次第お知らせいたします。

表【補助金内訳】 ※予算の範囲内になります。

【平成30年度の例】

人槽区分(生活規模)	新規及び汲み取り → 合併	単独撤去 → 合併 (90,000円加算)
5人槽 (専用住宅130㎡以内)	332,000円	422,000円
6～7人槽 (専用住宅130㎡以上)	414,000円	504,000円
8～10人槽 (併用住宅、2世帯住宅等)	548,000円	638,000円

※補助金の申請にかかわる書類作成や申請書提出は、工事の契約を交わす業者が全て代行いたしますので、申請者(所有者)本人が水道課に来て手続きをする必要は一切ありません。

※なお、補助金交付決定前に工事着工された場合は、補助金の対象外になりますので、事前着工とならないようご注意ください。

(年度をまたいでの工事着工～完成も補助金対象外となります。)